

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 第4回合併協議会

## 会議資料（その2）

日時 平成16年6月30日（水）午前9時30分～

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
第 4 回 協 議 会 議 題

議 題

( 1 ) 報 告

報告第 1 2 号 新市電算システム統合業務について

( 2 ) 議 案

議案第 1 0 号 平成 1 6 年度歳入歳出補正予算 ( 第 1 号 ) について

報告第 1 2 号

新市電算システム統合業務について

新市電算システム統合業務について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

## 新市電算システム統合業務について

新市電算システム統合業務については、6月16日にNEC松山支店から新市電算システム統合業務に関する覚書の解約申し入れがあり、3市町にて6月17日にこれを受諾した。

よって、合併までの期間等を考慮した新たな基本方針を策定し、早急に電算システムの統合業務を行う必要がある。

今後、新市施行時の業務遂行をトラブルなく円滑に進めるために、各市町の現状を踏まえた上で、目指すべき新市の電算システムと、その実現のためのスケジュールを明らかにした基本方針を策定して統合業務を行っていく。

### 1 基本方針の主な内容

- ・ 既存システムの現状分析
- ・ 新市電算システムの統合方針
- ・ 新市電算システムの選定方針
- ・ ネットワークの構築
- ・ 対象業務の範囲決定
- ・ 開発計画（全体スケジュール）の策定
- ・ 職員の推進体制の確立
- ・ その他

### 2 情報化推進審議会の設置

電算システムの統合にあたり、専門的な意見の聴取、民意の反映などの視点を踏まえた検討をするため、専門の委員による情報化推進審議会を設置する。

#### (1) 審議会委員

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ア 有識者   | 5人（大学関係者、民間開発者等） |
| イ 行政関係者 | 3人（助役）           |
| ウ 協議会委員 | 3人（学識経験者）        |

#### (2) 審議会設置要綱

資料1「伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会設置要綱」のとおり

#### (3) 審議会の位置付け

資料2「新市電算システム統合業務フローチャート」のとおり

#### (4) 検討事項

- ア 新市電算システム基本方針
- イ その他新市電算システム統合に係る事項

伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 伊予市、中山町及び双海町の合併後における情報化の円滑な推進を図るため、伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して検討及び意見具申を行う。

- (1) 伊予市・中山町・双海町合併協議会(以下「協議会」という。)情報化プラン構想の推進に関する事。
- (2) その他協議会における情報化の推進に関する事。

(委員)

第3条 審議会は、委員11人以内で構成する。

- 2 委員は、有識者その他協議会会長が必要と認める者のうちから協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、合併の期日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 この審議会は、情報化事業を推進するに当たり、必要に応じて関係者の意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、協議会事務局が行う。

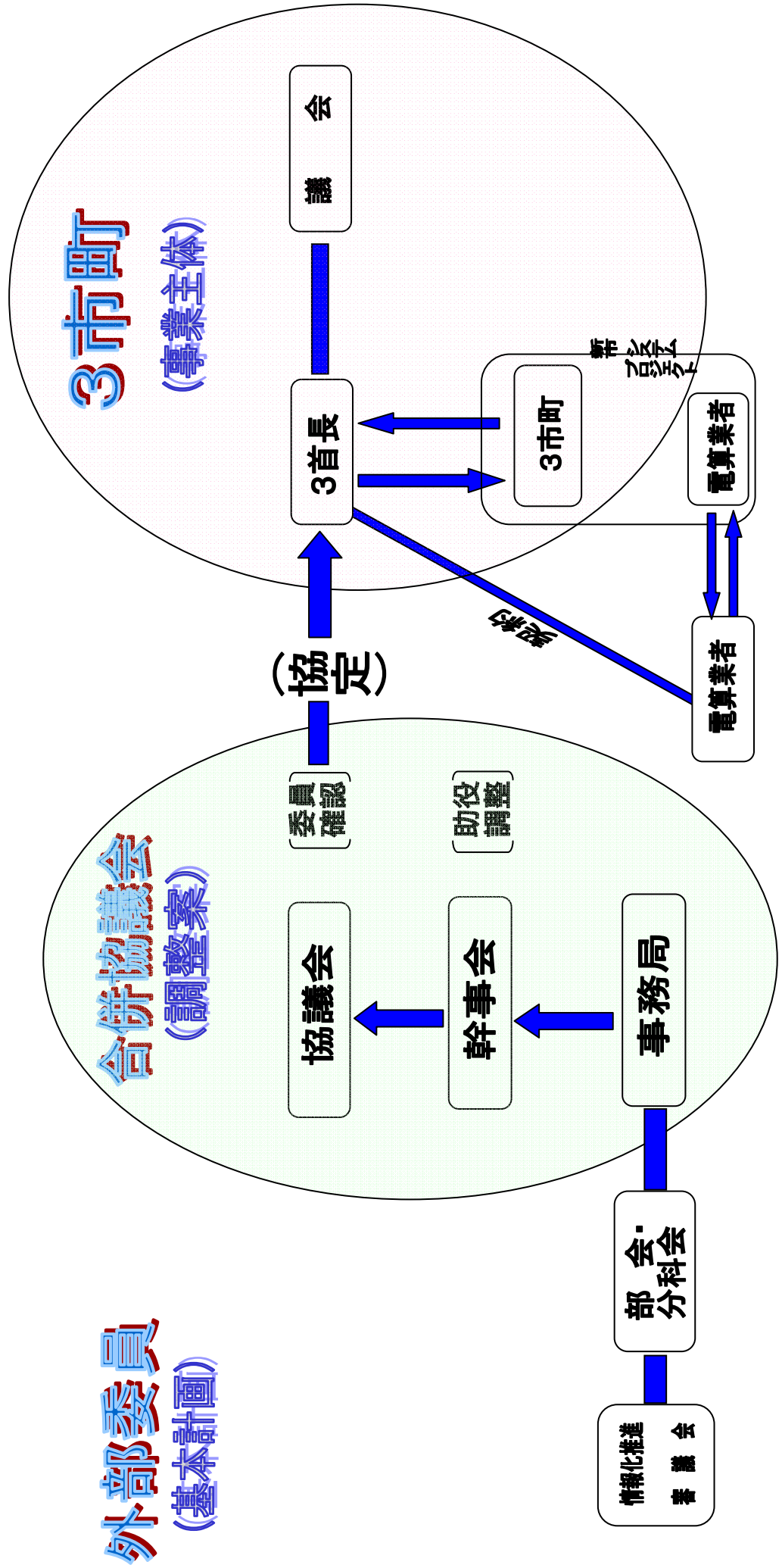
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

# 新市電算システム統合業務フローチャート



議案第 10 号

平成 16 年度歳入歳出補正予算（第 1 号）について

平成 16 年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）  
を別紙のとおり定める。

平成 16 年 6 月 30 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中村 佑

平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	摘 要
1 負担金	1 負担金	19,000	1,000	20,000	市町負担金
2 県支出金	1 県補助金	3,000	0	3,000	
3 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 雑 入	1	0	1	
歳 入 合 計		22,001	1,000	23,001	

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	摘 要	
1 運営費		15,713	0	15,713		
	1 会議費	1,362	0	1,362		
	2 事務費	14,351	0	14,351		
2 事業費		(5,593) 5,488	940	(6,533) 6,428		
	1 事業推進費		940	(6,184) 6,079	報酬	178
					報償費	560
					需用費	38
					役務費	164
	2 調査研究費	349	0	349		
3 予備費		(695) 800	60	(755) 860		
	1 予備費	(695) 800	60	(755) 860	予備費	
	歳 出 合 計	22,001	1,000	23,001		

上段( )書きは、予備費充用後の予算額



[ 議案第 1 0 号 資料 ]

市町負担金の内訳

( 単位 : 人、%、円 )

市 町 名	H12国調 人口	人口 比率	均等割額 ( 3 0 % )	人口割額 ( 7 0 % )	補 正 額	( 参考 : 市町負担金 )	
						補正前	計 ( + )
伊 予 市	30,547	75.4	100,000	527,800	627,800	11,928,200	12,556,000
中 山 町	4,541	11.2	100,000	78,400	178,400	3,389,600	3,568,000
双 海 町	5,417	13.4	100,000	93,800	193,800	3,682,200	3,876,000
合 計	40,505	100.0	300,000	700,000	1,000,000	19,000,000	20,000,000

歳出補正予算の内訳

( 単位 : 千円 )

款 項		摘 要	補正額	説 明	
2 事業費	1 事業推進費	報 酬	178	情報化推進審議会委員報酬 ( 協議会委員 3 人 )	
		報償費	560	情報化推進審議会委員謝礼 ( 有識者 5 人 )	
		需用費	38	消耗品費 ( コピー料・用紙、事務用品 )	17
				食料費 ( 審議会飲物代 )	21
		役務費	164	通信運搬費 ( 名称応募はがき等郵便料 )	
3 備 予費	1 予備費	予備費	60		
合 計			1,000		